

道路交通法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第一項の規定により公安委員会が車両通行帯を設けるときは、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 車両通行帯の幅員は、三メートル以上（道路及び交通の状況により特に必要があると認められるとき、又は道路の状況によりやむを得ないときは、一メートル以上三メートル未満）とすること。</p> <p>5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通規制のうち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等 歩道及び交通の状況により支障がないこと。</p> <p>四（略）</p> <p>（信号の意味等）</p> <p>第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。</p> <p>信号の種類</p> <p>青色の灯火</p>	<p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第一項の規定により公安委員会が車両通行帯を設けるときは、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 車両通行帯の幅員は、三メートル以上（道路及び交通の状況により特に必要があると認められるとき、又は道路の状況によりやむを得ないときは、一メートル以上三メートル未満）とすること。</p> <p>5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通規制のうち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等 歩道及び交通の状況により支障がないこと。</p> <p>四（略）</p> <p>（信号の意味等）</p> <p>第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。</p> <p>信号の種類</p> <p>青色の灯火</p>	<p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第一項の規定により公安委員会が車両通行帯を設けるときは、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 車両通行帯の幅員は、三メートル以上（道路及び交通の状況により特に必要があると認められるとき、又は道路の状況によりやむを得ないときは、一・五メートル以上三メートル未満）とすること。</p> <p>5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通規制のうち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第六十三条の四第一項の道路標識等 歩道及び交通の状況により支障がないこと。</p> <p>四（略）</p> <p>（信号の意味等）</p> <p>第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。</p> <p>信号の種類</p> <p>青色の灯火</p>	<p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第一項の規定により公安委員会が車両通行帯を設けるときは、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 車両通行帯の幅員は、三メートル以上（道路及び交通の状況により特に必要があると認められるとき、又は道路の状況によりやむを得ないときは、一・五メートル以上三メートル未満）とすること。</p> <p>5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通規制のうち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第六十三条の四第一項の道路標識等 歩道及び交通の状況により支障がないこと。</p> <p>四（略）</p> <p>（信号の意味等）</p> <p>第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。</p> <p>信号の種類</p> <p>青色の灯火</p>

4 2・3 (略)	公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。</p> <p>二 横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一 歩行者は、進行することができること。</p> <p>二 普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。以下この条及び第二十六条第三号において同じ。）は、横断歩道において直進をし、又は左折することができること。</p>	<p>二 自動車、原動機付自転車（右折につき原動機付自転車が法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する原動機付自転車（以下この表において「多通行帯道路等通行原動機付自転車」という。）を除く。）、トロリーバス及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができること。</p> <p>三 多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進（右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以下この条において同じ。）をし、又は左折することができること。</p>
		人の形の記号を有する青色の灯火	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一 歩行者は、道路を横断してはならないこと。</p> <p>二 横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一 歩行者は、進行することができること。</p> <p>二 普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。以下この条及び第二十六条第三号において同じ。）は、横断歩道において直進をし、又は左折することができること。</p>	<p>二 自動車、原動機付自転車（右折につき原動機付自転車が法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する原動機付自転車（以下この表において「多通行帯道路等通行原動機付自転車」という。）を除く。）、トロリーバス及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができること。</p> <p>三 多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進（右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以下この条において同じ。）をし、又は左折することができること。</p>

4 2・3 (略)	公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>歩行者は、進行することができること。</p>	<p>二 自動車、原動機付自転車（右折につき原動機付自転車が法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する原動機付自転車（以下この表において「多通行帯道路等通行原動機付自転車」という。）を除く。）、トロリーバス及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができること。</p> <p>三 多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進（右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。）し、又は左折することができること。</p>
		人の形の記号を有する青色の灯火	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>歩行者は、道路を横断してはならないこと。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>歩行者は、進行することができること。</p>	<p>二 自動車、原動機付自転車（右折につき原動機付自転車が法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する原動機付自転車（以下この表において「多通行帯道路等通行原動機付自転車」という。）を除く。）、トロリーバス及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができること。</p> <p>三 多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進（右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。）し、又は左折することができること。</p>

有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車の表示した意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	一 歩行者は、進行することができること。 二 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
備考 (略)	(略)

5 (略)

(警察署長の交通規制等)

第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制(法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。)で、その適用期間が一月を超えないものとする。

一・二 (略)
三 法第十三条第二項の道路標識等

四 (略)

五 法第二十五条の二第二項の道路標識等

六〇十二 (略)

2 (略)

(緊急自動車)

第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定し

有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車の表示した意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	一 歩行者は、進行することができること。 二 自転車は、直進(右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。)し、又は左折することができること。
備考 (略)	(略)

5 (略)

(警察署長の交通規制等)

第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行なわせることができる交通の規制は、次の各号に掲げる道路標識等による交通の規制(法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。)で、その適用期間が一月を超えないものとする。

一・二 (略)

三 (略)

四〇十二 (略)

2 (略)

(緊急自動車)

第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定し

たもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

一〇一の四（略）

一〇五 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所^{（一）}にまで運搬するために使用する自動車

一〇六（略）

二〇一（略）

2（略）

（車両を保管した場合の公示の方法）

第十六条 法第五十一条第九項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一（略）

二（略）

（車両の価額の評価の方法）

第十六条の二 法第五十二条第十二項の規定による車両の価額の評価は、取引の実例価格、当該車両の使用年数、損耗の程度その他当該車両の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、警察署長は、必要があると認めるときは、車両の価額の評価に關し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した車両を売却する場合の手続）

第十六条の三 法第五十二条第十二項の規定による車両の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入

たもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

一〇一の四（略）

一〇五 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所^{（一）}にまで運搬するために使用する自動車

一〇六（略）

二〇一（略）

2（略）

（車両を保管した場合の公示の方法）

第十六条 法第五十一条第九項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一（略）

二 前号の公示の期間が満了しても、なおその車両の所有者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を官報に掲載すること。

三（略）

（車両の価額の評価の方法）

第十六条の二 法第五十一条第十一項の規定による車両の価額の評価は、取引の実例価格、当該車両の使用年数、損耗の程度その他当該車両の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、警察署長は、必要があると認めるときは、車両の価額の評価に關し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した車両を売却場合の手続）

第十六条の三 法第五十一条第十一項の規定による車両の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入

札者がない車両については、随意契約により売却することができる。

(登録の嘱託)

第十六条の五 法第五十一条第二十一項の規定による登録の嘱託は、嘱託書に登録の原因を証する書面を添付してするものとする。

(保管した車両に関する規定の準用)

第十七条 第十四条の七から第十六条の四までの規定は、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物について準用する。この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」と、第十五条第一号中「車両」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、同条第二号中「車両」とあるのは「積載物が積載されていた車両」と、第十六条第二号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管積載物一覽簿」と、第十六条の三中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない積載物、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある積載物その他競争入札に付することが適当でないと認められる積載物」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と読み替えるものとする。

(委託することのできない事務)

第十七条の二 法第五十一条の三第一項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第五十一条第五項の規定による車両の移動の決定
- 二 法第五十一条第六項(同条第二十二項において準用する場合を含む)

札者がない車両については、随意契約により売却することができる。

(登録の嘱託)

第十六条の五 法第五十一条第二十項の規定による登録の嘱託は、嘱託書に登録の原因を証する書面を添付してするものとする。

(保管した車両に関する規定の準用)

第十七条 第十四条の七から第十六条の四までの規定は、法第五十一条第二十一項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物について準用する。この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」と、第十五条第一号中「車両」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、同条第二号中「車両」とあるのは「積載物が積載されていた車両」と、第十六条第二号中「前号」とあるのは「前号の公示に係る積載物のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、同条第三号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管積載物一覽簿」と、第十六条の三中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない積載物、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある積載物その他競争入札に付することが適当でないと認められる積載物」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と読み替えるものとする。

(指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係る手続)

第十七条の二 第十四条の七から前条までの規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務について準用する。この場合において、

- 第十四条の七中「法第五十一条第六項」とあるのは「法第五十一条の三第一項」と、「内閣府令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、

む。()の規定により保管した車両(積載物を含む。以下この条において同じ。)の返還の決定

三 法第五十一条第七項(同条第二十二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第八項の規定による告知

四 法第五十一条第九項(同条第二十二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公示

五 法第五十一条第十項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)の規定による公示の日付及び内容の公表

六 法第五十一条第十二項(同条第二十二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による車両の売却の決定

七 法第五十一条第十三項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)の規定による車両の廃棄の決定

八 法第五十一条第十六項(同条第二十二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令

九 法第五十一条第十七項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)の規定による督促

十 法第五十一条第十八項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)の規定による徴収

十一 法第五十一条第二十一項の規定による登録の嘱託

第十五条及び第十六条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第五十一条の第三十項において準用する法第五十一条第九項」と、同条第一号及び第三号中「当該警察署」とあるのは「当該指定車両移動保管機関の事務所及び当該車両が駐車していた場所を管轄する警察署」と、同号中「内閣府令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十一項」と、法第五十一条の第三十項において準用する法第五十一条第十一項」と、第十六条の四第一項中「内閣府令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、「当該警察署」とあるのは「当該指定車両移動保管機関の事務所」と、同条第二項及び第四項中「内閣府令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十項」とあるのは「法第五十一条の第三十項において読み替えて準用する法第五十一条第二十項後段」と、「登録の原因を証する書面」とあるのは「登録の嘱託を申請する旨を記載した書面及び登録の原因を証する書面」と、前条中「法第五十一条第二十一項において準用する同条第六項」とあるのは「法第五十一条の第三十一項」と読み替えるものとする。

(指定車両移動保管機関が行う車両の売却等についての承認)

第十七条の三 指定車両移動保管機関は、法第五十一条の第三十一項の規定による警察署長の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該警察署長に提出しなければならない。

- 一 当該車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号(積載物にあつては、当該積載物の名称又は種類、形状及び数量)
- 二 当該車両の保管を始めた日時
- 三 当該車両に係る公示をした日
- 四 当該車両の保管に要した費用
- 五 当該車両の価額及び当該価額の評価の方法

第十七条の三 第十七条の七 (略)

(自動車の乗車又は積載の制限)

第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。

- 一 乗車人員(運転者を含む。次条において同じ。)は、自動車(普通自動車で内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有するもの(以下この条において「ミニカー」という。)、普通自動車(ミニカーを除く。))又は大型特殊自動車で車体の大きさ及び構造を基準として内閣府令で定めるもの(以下この条において「特定普通自動車等」という。)、大型自動二輪車(側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。)、普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。))並びに小型特殊自動車を除く。にあつては自動車検査証(道路運送車両法第六十条第一項の自動車検査証をいう。以下この条において同じ。)、保安基準適合標章(道路運送車両法第九十四条の五第一項の保安基準適合標章をいう。以下同じ。))又

第十七条の四 第十七条の八 (略)

(自動車の乗車又は積載の制限)

第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。

- 一 乗車人員(運転者を含む。次条において同じ。)は、自動車(普通自動車で内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有するもの(以下この条において「ミニカー」という。)、普通自動車(ミニカーを除く。))又は大型特殊自動車で車体の大きさ及び構造を基準として内閣府令で定めるもの(以下この条において「特定普通自動車等」という。)、大型自動二輪車(側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。)、普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。))並びに小型特殊自動車を除く。にあつては自動車検査証(道路運送車両法第六十条第一項の自動車検査証をいう。以下この条において同じ。)、保安基準適合標章(道路運送車両法第九十四条の五第一項の保安基準適合標章をいう。以下同じ。))又

六 当該車両の使用者又は所有者(積載物にあつては、当該積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者。以下この号及び次項において「使用者等」という。)の氏名及び住所の調査その他当該車両を使用者等に返還するため講じた措置の状況

七 その他参考となる事項

2 警察署長は、前項の申請があつた場合において、当該車両の売却又は廃棄の処分がその要件及び手続に関する法及び法に基づく命令の規定に適合するものであり、かつ、当該指定車両移動保管機関が当該車両の使用等々の氏名及び住所の調査その他当該車両を使用者等に返還するための措置を十分に行つていと認めるときは、承認をするものとする。

は軽自動車届出済証（道路運送車両法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。以下同じ。）に記載された乗車定員を、ミニカー、特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては一人（特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車で運転者以外の者の用に供する乗車装置（以下この条において「乗車装置」という。）を備えるものにあつては二人）をそれぞれ超えないこと。ただし、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第九号）第二条第二項に規定する締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる乗車定員を超えてはならないものとする。

二（四）（略）

（過積載車両に係る提示書類）

第二十四条の二 法第五十八条の二の政令で定める書類は、制限外許可証、法第五十八条の三第二項の通行指示書、保安基準適合標章、軽自動車届出済証又は登録証書（道路交通に関する条約第十八条２に規定する登録証書をいう。第二十五条の二において同じ。）とする。

第二十五条の二（略）

（普通自転車により歩道を通行することができる者）

第二十六条 法第六十三条の四第一項第二号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童及び幼児
- 二 七十歳以上の者
- 三 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

は軽自動車届出済証（道路運送車両法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。以下同じ。）に記載された乗車定員を、ミニカー、特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては一人（特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車で運転者以外の者の用に供する乗車装置（以下「乗車装置」という。）を備えるものにあつては二人）をそれぞれ超えないこと。ただし、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第九号）第二条第二項に規定する締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる乗車定員を超えてはならないものとする。

二（四）（略）

（過積載車両に係る提示書類）

第二十四条の二 法第五十八条の二の政令で定める書類は、制限外許可証、法第五十八条の三第二項の通行指示書、保安基準適合標章、軽自動車届出済証又は登録証書（道路交通に関する条約第十八条２に規定する登録証書をいう。第二十六条において同じ。）とする。

第二十六条（略）

(座席ベルト及び幼児用補助装置に係る義務の免除)

第二十六条の三の二 法第七十一条の三第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

四 法第四十一条の二第一項に規定する消防用車両(次項第四号において「消防用車両」という。)である自動車の運転者が当該消防用車両である自動車を運転するとき。

五・六 (略)

七 自動車に乗車している者の警衛若しくは警護を行うため又は車列を組んでパレード等を行う自動車に係る交通の安全と円滑を図るためその前方及び後方等を進行する警察用自動車(緊急自動車である警察用自動車を除く。次項第七号において同じ。)により護衛され、又は誘導されている自動車の運転者が当該自動車を運転するとき。

八 (略)

2 法第七十一条の三第二項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。

一 運転者席以外の座席の数を超える数の者を乗車させるためこれらの者のうちに座席ベルトを装着させることができない者がある場合において、当該座席ベルトを装着させることができない者を運転者席以外の乗車装置(運転者席の横の乗車装置を除く。)に乗車させるとき(法第五十七条第一項本文の規定による乗車人員の制限を超えない場合に限る。)

二 負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより座席ベルトを装着させることが療養上又は健康保持上適当でない者を自動車の運転者席以外の乗車装置に乗車させるとき。

三 著しく座高が高いか又は低いこと、著しく肥満していることその他の身体の状態により適切に座席ベルトを装着させることができない者を自動車の運転者席以外の乗車装置に乗車させるとき。

四 緊急自動車に係る緊急用務又は消防用車両に係る消防用務に従事

(座席ベルト及び幼児用補助装置に係る義務の免除)

第二十六条の三の二 法第七十一条の三第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

四 法第四十一条の二第一項に規定する消防用車両(次項第三号において「消防用車両」という。)である自動車の運転者が当該消防用車両である自動車を運転するとき。

五・六 (略)

七 自動車に乗車している者の警衛若しくは警護を行うため又は車列を組んでパレード等を行う自動車に係る交通の安全と円滑を図るためその前方及び後方等を進行する警察用自動車(緊急自動車である警察用自動車を除く。次項第六号において同じ。)により護衛され、又は誘導されている自動車の運転者が当該自動車を運転するとき。

八 (略)

2 法第七十一条の三第二項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。

一 負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより座席ベルトを装着させることが療養上又は健康保持上適当でない者を自動車の運転者席の横の乗車装置に乗車させるとき。

二 著しく座高が高いか又は低いこと、著しく肥満していることその他の身体の状態により適切に座席ベルトを装着させることができない者を自動車の運転者席の横の乗車装置に乗車させるとき。

三 緊急自動車に係る緊急用務又は消防用車両に係る消防用務に従事

する者を当該緊急自動車又は消防用車両である自動車の運転者席以外の乗車装置に乗車させるとき。

五| 人の生命若しくは身体に危害を及ぼす行為の発生をその周辺において警戒し、及びその行為を制止する職務又は被疑者を逮捕し、若しくは法令の規定により身体の自由を拘束されている者の逃走を防止する職務に従事する公務員を当該職務のため自動車の運転者席以外の乗車装置に乗車させるとき。

六| 郵便物の集配業務その他前項第六号に規定する業務に従事する者を、当該業務につき頻繁に自動車に乗降させることを必要とする区間において当該業務のために使用される自動車の運転者席以外の乗車装置に乗車させるとき。

七| 自動車に乗車している者の警衛若しくは警護を行うため又は車列を組んでパレード等を行う自動車に係る交通の安全と円滑を図るためその前方及び後方等を進行する警察用自動車により護衛され、又は誘導されている自動車の運転者が運転者以外の者を当該自動車の運転者席以外の乗車装置に乗車させるとき。

八| 公職選挙法の適用を受ける選挙における公職の候補者又は選挙運動に従事する者を同法第四百一条の規定により選挙運動のために使用される自動車の運転者席以外の乗車装置に当該選挙運動のために乗車させるとき。

3| 法第七十一条の三第三項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。

一〜八 (略)

(聴覚障害の程度)

する者を当該緊急自動車又は消防用車両である自動車の運転者席の横の乗車装置に乗車させるとき。

四| 人の生命若しくは身体に危害を及ぼす行為の発生をその周辺において警戒し、及びその行為を制止する職務又は被疑者を逮捕し、若しくは法令の規定により身体の自由を拘束されている者の逃走を防止する職務に従事する公務員を当該職務のため自動車の運転者席の横の乗車装置に乗車させるとき。

五| 郵便物の集配業務その他前項第六号に規定する業務に従事する者を、当該業務につき頻繁に自動車に乗降させることを必要とする区間において当該業務のために使用される自動車の運転者席の横の乗車装置に乗車させるとき。

六| 自動車に乗車している者の警衛若しくは警護を行うため又は車列を組んでパレード等を行う自動車に係る交通の安全と円滑を図るためその前方及び後方等を進行する警察用自動車により護衛され、又は誘導されている自動車の運転者が運転者以外の者を当該自動車の運転者席の横の乗車装置に乗車させるとき。

七| 公職選挙法の適用を受ける選挙における公職の候補者又は選挙運動に従事する者を同法第四百一条の規定により選挙運動のために使用される自動車の運転者席の横の乗車装置に当該選挙運動のために乗車させるとき。

3| 前項の規定は、法第七十一条の三第三項後段において準用する同条第二項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この場合において、前項各号中「運転者席の横の乗車装置」とあるのは、「運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置」と読み替えるものとする。

4| 法第七十一条の三第四項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。

一〜八 (略)

第二十六条の四の二 法第七十一条の六第一項の政令で定める程度の聴覚障害は、両耳の聴力が補聴器を用いても内閣府令で定める基準に達しない程度の聴覚障害とする。

(損壊物等の保管の手続等)

第二十六条の四の三 第十四条の七から第十六条の五までの規定は、法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合にあつてはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号、車両の積載物である場合にあつてはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、「表示されている番号」とあるのは「表示されている番号、その他の損壊物等である場合にあつてはその損壊物等の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交通事故が発生したと認められる場所及び日時(その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時)」と、第十六条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第二号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管損壊物等一覽簿」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十二項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある損壊物等その他競争入札に付することが適当でない」と認められる損壊物等」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあ

(損壊物等の保管の手続等)

第二十六条の四の二 第十四条の七から第十六条の五までの規定は、法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合にあつてはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号、車両の積載物である場合にあつてはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、「表示されている番号」とあるのは「表示されている番号、その他の損壊物等である場合にあつてはその損壊物等の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交通事故が発生したと認められる場所及び日時(その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時)」と、第十六条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第二号中「前号」とあるのは「前号の公示に係る損壊物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、同条第三号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管損壊物等一覽簿」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十一項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十一項」と、同条中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある損壊物等その他競争入札に付することが適当でない」と認められる損壊

るのは「損壊物等の名称又は種類、形状及び数量（損壊物等が車両である場合にあつては、その車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号）並びに損壊の程度」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十一項」とあるのは「法第七十二条の第二項において準用する法第五十一条第二十一項」と読み替えるものとする。

（高速自動車国道等に係る車両の保管の手続等）

第二十七条の五 第十四条の七から第十七条までの規定は、法第七十五条の八第二項において準用する法第五十一条第六項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定により保管した車両（積載物を含む。）について準用する。

（権限の委任）

第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行つ。

一・二（略）

三・四（略）

2（略）

別表第一（第十七条の三関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の額
	(略)	(略)

備考（略）

物等」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等の名称又は種類、形状及び数量（損壊物等が車両である場合にあつては、その車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号）並びに損壊の程度」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十項」とあるのは「法第七十二条の第二項において準用する法第五十一条第二十項」と読み替えるものとする。

（高速自動車国道等に係る車両の保管の手続等）

第二十七条の五 第十四条の七から第十七条までの規定は、法第七十五条の八第二項において準用する法第五十一条第六項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定により保管した車両（積載物を含む。）について準用する。

（権限の委任）

第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行つ。

一・二（略）

三 法第五十一条の三第一項の指定、同条第二項の命令及び同条第三項の取消しに関する事務

四・五（略）

2（略）

別表第一（第十七条の四関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の額
	(略)	(略)

備考（略）

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 違反行為に付する基礎点数

(略)	違反行為の種類	点数
(略)	混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出入右折方法違反、道路外出入右折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、高齢運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	一点

一・三 (略)
備考

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 違反行為に付する基礎点数

(略)	違反行為の種類	点数
(略)	混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出入右折方法違反、道路外出入右折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、高齢運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	一点

一・三 (略)
備考

一 (略)

二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 9 (略)

10 「酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二十五未満)等」とは、4に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から120までに規定する行為をいう。

11 18 (略)

19 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から120までに規定する行為をいう。

20 107 (略)

108 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十一条の三第一項の規定に違反する行為又は同条第二項の規定に違反する行為(座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置に乗車させて自動車運転する行為については、高速自動車国道等におけるものに限る。)をいう。

109 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第七十一条の三第三項の規定に違反する行為をいう。

110 111 (略)

112 「高齢運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の五第二項の規定に違反する行為をいう。

113 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の六第一項の規定に違反する行為をいう。

114 120 (略)

別表第五(第四十五条関係)

反則行為の種類	反則行為の種類別	
	車両等の種類	反則金の額

一 (略)

二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 9 (略)

10 「酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二十五未満)等」とは、4に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から118までに規定する行為をいう。

11 18 (略)

19 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から118までに規定する行為をいう。

20 107 (略)

108 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十一条の三第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

109 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第七十一条の三第四項の規定に違反する行為をいう。

110 111 (略)

112 118 (略)

別表第五(第四十五条関係)

反則行為の種類	反則行為の種類別	
	車両等の種類	反則金の額

備考 (略)	(略)	(略)		
		十五 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路 外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反 、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行 記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、 高齢運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標 識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	大型車	六千円
		普通車又 は二輪車	四千円	
(略)	原付車	三千円	(略)	

備考 (略)	(略)	(略)		
		十五 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路 外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反 、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行 記録計不備、初心運転者標識表示義務違反又 は本線車道出入方法違反	大型車	六千円
		普通車又 は二輪車	四千円	
(略)	原付車	三千円	(略)	